

太田市立鳥之郷小学校

校長 委文 弥生

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治癒するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)		
<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症		
第 2 種	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。
	<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<input type="checkbox"/> 風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第 3 種	<input type="checkbox"/> 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認め られるまで
	<input type="checkbox"/> コレラ	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> 細菌性赤痢	
	<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症	
	<input type="checkbox"/> 腸チフス	
<input type="checkbox"/> パラチフス		
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎		

令和5年5月8日現在

報告書

太田市立鳥之郷小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印